毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

訓令
○秋田県職員服務規程及び職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令（一六・人事課）……1

訓令

秋田県訓令第十六号

庁中一般
各地方機関

秋田県職員服務規程及び職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年七月一日

秋田県知事　寺田典城

秋田県職員服務規程及び職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

（秋田県職員服務規程の一部改正）

第一条　秋田県職員服務規程（昭和四十二年秋田県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織（職員の服務の管理に関する事務を処理するためのものに限る。以下同じ。）を使用して当該事務を処理することとされる職員にあつては、この限りでない。

第十一条中「は、あらかじめ」の下に「電子情報処理組織を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、又は」を加え、「知事に提出してその」を「提出して知事に」に、「承認を受けなければ」を「申請しなければ」に、「承認を受ける」を「申請する」に改める。

第十二条中「は、あらかじめ」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、又は」を加え、「）により」を「）を提出して」に改め、同条第二号中「同条例」を「勤務時間条例」に改める。

第十二条の二中「ついて、」の下に「電子情報処理組織を使用して作成し、かつ、所要の事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により、又は様式第八号の二により」を加え、「（様式第八号の二）」を削る。

第十六条第一項中「あらかじめ」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、又は」を加え、「知事に提出して、その許可を受けなければ」を「提出して知事に申請しなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「速やかに」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、又は」を加え、「知事に提出しなければ」を「提出して知事に届け出なければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　所属長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした職員が当該申請に係る営利企業等に従事することについての意見を電子情報処理組織を使用して電磁的記録に記録し、又は同項の申請書に記入しなければならない。

第十七条第一項中「あらかじめ」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、又は」を加え、「知事に提出して」を「提出して知事に申請し」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「前項の」を「第一項の承認を受けた職員が当該承認に係る」に改め、「場合に」の下に「ついて」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　所属長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした職員が当該申請に係る団体等の役職員の地位に就くことについての意見を電子情報処理組織を使用して電磁的記録に記録し、又は同項の申請書に記入しなければならない。

第二十三条中「出勤簿」の下に「（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

（職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第二条　職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「までに、」の下に「電子情報処理組織（職員の服務の管理に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法（以下「電子情報処理組織を使用

する方法」という。）により、又は」を加え、同条第二項中「前項の育児休業承認請求書とともに」を「当該請求の際に」に改め、「）を」の下に「所属長を経て知事に」を加える。

第四条第一項中「所属長を経て」を削り、同条第二項中「届出は、」を「規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法により、又は」に、「により」を「を所属長を経て知事に提出して」に改め、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

第五条第一項中「。以下「人事事務取扱規程」という。」を削り、同条第二項中「育児休業承認請求書又は養育状況変更届の提出」を「第二条第一項（第三条において準用する場合を含む。）の請求又は前条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出」に、「人事事務取扱規程」を「秋田県人事事務取扱規程」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該請求又は届出が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、この限りでない。

第六条中「人事事務取扱規程」を「秋田県人事事務取扱規程」に改める。

第八条中「までに、」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、又は」を加える。

附　則

この訓令は、平成十七年七月一日から施行する。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%